本号で公布された法令のあらまし

◇農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二九七号）（農林水産省）

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第五三号）の施行期日は、令和四年一〇月一日とすることとした。

◇農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第五条第十一項の農林漁業振興等施設を定める政令（政令第二九八号）（農林水産省）

1　農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第五条第一一項の政令で定める施設は、その敷地である土地の区域の周辺における農林漁業の振興に寄与するとともに、当該区域の周辺における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障を生ずるおそれがないものとして農林水産大臣及び国土交通大臣が定める農林水産物等の販売施設とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、令和四年一〇月一日から施行することとした。

◇農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二九九号）（農林水産省）

一　農業委員会等に関する法律施行令の一部改正関係

都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構の役員又は職員がその業務に係る職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときに二年以下の懲役に処せられる業務として、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律に規定する活性化計画について農業委員会に対し意見を述べる業務の追加等を行うこととした。（第一条関係）

二　関係政令の規定の整理

所要の規定の整理を行うこととした。

三　施行期日

この政令は、令和四年一〇月一日から施行することとした。

政　令

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年九月七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百九十七号

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第五十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年十月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　寺田　稔
農林水産大臣　野村　哲郎
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

政令第二百九十八号

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第五条第十一項の農林漁業振興等施設を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年九月七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百九十八号

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第五条第十一項の農林漁業振興等施設を定める政令

内閣は、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第五条第十一項の規定に基づき、この政令を制定する。

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第五条第十一項の政令で定める施設は、その敷地である土地の区域の周辺における農林漁業の振興に寄与するとともに、当該区域の周辺における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障を生ずるおそれがないものとして農林水産大臣及び国土交通大臣が定める農林水産物等（農林水産物及びその生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するものをいう。）の販売施設とする。

附　則

この政令は、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第五十三号）の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

農林水産大臣　野村　哲郎
内閣総理大臣　岸田　文雄